

町田市住居表示整備審議会

2012年(平成24年)6月15日

町田市都市づくり部土地利用調整課

2012年度第1回 町田市住居表示整備審議会 会議録

[開催日時] 2012年6月15日(金) 午後1時30分～2時30分

[開催場所] 町田市役所中町第三庁舎1階 会議室

[出席状況] 1号(市議会の議員): 宮坂委員、熊沢委員

2号(市の副市長): 加藤委員

3号(学識経験者): 中田委員[会長]

4号(公共団体等の役員): 武智委員(代理)、原委員(代理)、松尾委員[副会長]

高橋幹事(政策経営部長)、水越幹事(財務部長)、平野幹事(市民部長)、吉原幹事(都市づくり部長)

事務局職員5名

[公開又は非公開] 公開

[傍聴者] 0名

[議題] ①「町田市住所整理基本方針」の改訂について

②次期住所整理実施地区の選定について

[結果] すべて原案のとおり可決

[議事]

事務局: では時間となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

住居表示整備審議会委員への委嘱につきましては、資料の一番上に、委嘱書を置かせて頂きましたので、こちらでご了承いただきたいと思います。本日まで参加いただいている方のご紹介をさせていただきます。

事務局に近い方からご紹介させていただきます。

3号委員として学識経験者である、住居表示研究所所長中田衛様、4号委員として町田警察署長武智様の代理出席として、警務課課長中根春吾様、4号委員町田消防署長原様の代理出席として、警防課課長補佐幾田雅明様、同じく4号委員、東京法務局町田出張所長松尾雅広様、一号委員として町田市議会議員熊沢あやり様、同じく町田市議会議員宮坂けい子様、2号委員として町田市副市長であります加藤英典。以上の方にご出席いただいております。また、合わせまして幹事の紹介をさせていただきます。高橋豊政策経営部長。水越壽彦財務部長。平野清市民部長。吉原克都市づくり部長。

では、会議に先立ちまして、町田市に加藤副市長から挨拶を頂きます。

《副市長挨拶》

事務局： ありがとうございます。それでは、『町田市住居表示整備審議会』を開催させて頂きたいと思えます。

本日、委員7名中7名の出席を頂いております。条例第7条第2項の規定により、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせて頂きたいと思えます。本日配付させて頂きました資料と開催通知に同封しました資料を合わせてご確認頂ければと思えます。

資料名を読み上げますので、過不足があれば事務局までお申し出ください。まず、当日配布資料としましては、諮問書の写し、委員名簿、座席表、参考資料1の3ページ目です。事前に配布しました資料1については、抜けていて大変申し訳ありませんでした。以前お渡ししている資料1の2ページ目の次に追加をお願いします。事前に配布している資料として、資料1 町田市住所整理基本方針（案）、資料2 新旧対照表、資料3 といたしまして、次期住所整理実施地区の選定について（案）、以上の資料に加えてファイルに閉じてあります「住居表示関連法令集」をテーブルに用意してあります。ご確認いただいて、過不足はございませんでしょうか。それでは、会長、副会長の選出していただきたいと思えます。町田市住居表示整備審議会条例第5条によりまして、会長、副会長は委員の互選により定めることとなっております。いかが致しましょうか、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

（意見なし）

事務局： それでは、ご意見がないようですので、事務局の方から提案させて頂きたいと思えます。

会長には長年にわたり住居表示に携わっている住居表示研究所所長の中田委員をお願いしたいと考えています。

副会長には不動産登記等を取り扱われている法務局町田出張所長の松尾委員をお願いしたいと考えておりますが、如何でございましょうか。

委員： 異議なし。

事務局： ありがとうございます。異議なしの声をいただきましたので、会長は中田委員に、副会長は黒澤委員をお願いいたします。

なお町田市住居表示整備審議会条例第5条第2項に会長が審議会の議長となると定められていますので、中田会長に席をお移りいただきたいと思います。それでは、中田会長に就任の挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

《会長挨拶》

中田会長： それでは、審議を始めさせていただきます。
まず、市長からの諮問事項を確認したいと思います。事務局お願いいたします。

《事務局諮問文読み上げ》

中田会長： ありがとうございます。今読み上げていただきました諮問事項のさらに詳細な説明を頂きたいと思います。事務局お願いいたします。

《事務局諮問事項説明》

中田会長： どうもありがとうございます。ただ今、事務局よりご説明いただいた通り、町田市の基本方針改訂についての説明と、それに基づく次期実施地区の選定について、詳細な説明をいただきました。事の性格上、①、②の諮問事項は一括で審議したいと思いますのでご了解ください。

それでは、委員の皆様、どの角度からでも結構ですので、ご意見ご質問等承りたいと思います。

熊沢委員： 町田市内における住所整理区域と町名地番区域で、町名地番整理までやらないと、登記簿とか戸籍謄本とかを取ったときに、住所が2つあってすごく不便だ。自分の戸籍を取るときに、今の、新しくこられた方とか、いろいろな方がいたときに、自分の住所で出そうとしたら出ないことがありますから。そういった意見を聞くのですが、請願という形で来たりもするんですけど、そういう方向性というのは町田市ではないのですか。

中田会長： 事務局、お答えいただけますか。

事務局： 現在のところ、町名地番整理の手法ですとかなり大きな宅地がある中で、分かりにくい住所となる可能性が高い。であるので、住居表示を前面に出してやっていこうという風に考えています。確かに熊沢委員が言われる、戸籍等につきまして、住所と他の表示が違うというところはあるのですが、戸籍につきましては、街区番号までですが、転籍という手法を持って、土地の表示は変わりませんが、あわせていく、近くすることは可能になっております。

熊沢委員： 市民の方から、市が住居表示を変えているのだから、何で自分た

ちが、これは市民の方がやらなきゃならないので、そうではなくって、分かりやすくしているのに逆に分かりにくくなっているというのが現状なので、地番整理を一緒にしてほしい、でなければ住居表示はしないほうがいいのではないかと、住所がひとつの方が分かりやすいのではないかと1つの土地に2つの住所があるというのはやはり分かりにくい。住居表示と地番というのは分かりにくい。まして行政が住居表示を決めて、自分で手続きをしないと戸籍が変えられないのはおかしいのではないかとというご意見があるのでしっかり考えていただきたい。そもそも私としては住居表示、2つの住所をつけることに対して、そもそも今住居表示をする必要性については、よく消防や郵便局、警察が分かりにくいというようなお話なんですけど、今の時代もう昔の地番でカーナビを入れてどんな小さな枝番を入れてもすぐ出ますし、インターネットでもグーグルで家の目の前が出てくる時代に、タクシーも呼ぶと住所を言えばどんな細かいところでも分かるようなカーナビをタクシー会社さんでつけてると思いますし、それを警察、郵便、消防でできないというのはどうなのかなと思いますけど。逆に今の時代住居表示はどうなのかなと思いますけど、その辺は。

事務局： 現在市政懇談会等で地元の方から、分かりやすい住所の整備というところで要望があがっているところはございます。また、枝番件数を入れる中で、住所に対しての弱者という方がいるというように私どもは認識しています。それに対して、一方ではおっしゃるように土地の表示と住居表示ということで、住所の表示が分かる、分かりにくい、なぜ手間をかけなければいけないかということは、住所に対する弱者の救済という方向で考えて行きたいと思っておりますし、中には住所で親番を使われている方と、枝番まで含めて使われている方がいてかなり混乱しているという所は当然出ておりますので、実際に全てに行けるかということ、行けない状態であり、近所の蕎麦屋さんで分かりにくいところがあるからうちは出前はやっていないとか、そういうことがありますので、少なくとも住居表示ということで後々住所の混乱を招かないという目的で進めようと考えているところです。

熊沢委員： あまり細かいことは言わない方がいいのかもしれませんが、町内会で市政懇談会で話をされている方も、住居表示をすることによって地番が2つになることを知らない方が多くて、地番整理をしないと戸籍の部分と住民票が違うようになる、全てがその住所

になると思われていると思われている方が町内会で市政懇談会で要望書をあげられている方もいらっしゃいますし、八丁目までしかつけられないとか違う町名になることもあるという制限を知らない方々もいらっしゃいますので、今の町名のまま分割もされずに今のままでいられるという解釈をされて、要望書を作って、要望をされていることがあるので、そういうことをしっかり確認していただいて、やっていただきたいです。

事務局： 今後こちらの審議会で了解が得られたとすれば、連合会、町内会自治会の最高組織ですが、そちらの方に説明していこうと思います。その中で、熊沢委員が言われている、住所、戸籍、土地の表示、その3つについては説明するようにいたしたいと思います。

中田会長： 今熊沢委員に住民の方の不安とか、疑問点を代弁していただいたわけですが、ある意味まったくその通りです。どの役所でも住居表示をやる時にまず大事なことは、町区域・町名がどうだという前に、住居表示制度そのものについての啓蒙活動これが不可欠。というのは今のお話にもあったとおり、土地の地番と本籍と住所と、地番使うのと住居番号使うのと2本立てになってしまうというご意見が必ず出ます。ただ、私の経験上、私は何十という地元説明会に参加させていただいて、そういう意見が最初たくさんでます。そんなに覚えきれないよと。ところが冷静に尋ねます。「あなたは最近本籍というのを書いたことがありますか。」と、あるいは「土地の地番を必要としたことがありますか。」と。「いや、10年この方書いたことないな。」つまり、本籍とか土地の地番はかなり特殊な状況でしか使わないもので、日常的には99%住所で皆さんは動くわけですよ。そういう意味で、住居表示に関する法律そのものが、2本立てになるということを前提にしている法律なものですから、それを実施するに当たってやっぱり市町村が、住民の方のそういう従来の慣習からいえば、明らかにそう思っちゃうわけですから、実は冷静に考えればそんなことはないですよっていう啓蒙活動にぜひ力を入れていただければ、熊沢委員のご発言にあったようなことが、住民の中から消えるように努力していただければと思います。よろしくお願いします。

熊沢委員： 会長のお話に対して、私としては別の意見で、たまにしか使わないから覚えていられないんですよ。土地の登記簿を取るにしても、何にしても、戸籍を取るにしても、いつも使っていればそれで覚えているという可能性はあるんですけど、たまにしか使わないか

ら何だったっけ、家の土地の地番って何だっけ、戸籍って何番だっけというので逆に忘れてしまう、たまにしか使わないからいら
ないのではなくて、たまにしか使わないから、逆に覚えられない
から2つでなくて、1つにした方がいいというのが、私の意見と
して言わせていただければと思います。

松尾副会長：確かに言われるとおり、土地の地番と住居表示でまったく違う。
確かに住民の方にご不便おかけしておりますので、法務局といた
しましても、住居表示で窓口に来た場合に、該当の登記簿が取れ
るようにしております。

熊沢委員：それは取る時ですね。取ってその後見比べて、住所を探したり
するとき結局分かりにくい。

松尾副会長：一番窓口に来て住居表示しか分からない、なぜ登記簿取れないの
という場合には対応しておりますので。対照表で。

基本的に土地の地番というのは明治のころからずっと決まって、
財産というか土地建物に対する符号なんですね。特定するための。
住所は人がどこに住んでいるという場所なんですね。基本的に違
うんですけど、確かに住民の方には分かりにくいこともあるので、
法務局としては対応しております。

中田会長：ありがとうございます。先ほど要望したとおり、今の法務局さん
のお話のように、法務局さんのほうも住民の方が戸惑うことのない
ように体制は取っていると。それから、制度的には、住居表示
の街区符号までを使った本籍表示も可能となっていると、それにつ
いて、それじゃあまだ不十分だというご意見はもちろんありま
すけれども、十分に住民の方に説明していただくのが第一だと。
この件についてはよろしゅうございますか。

では他の観点からご意見ご質問どうぞ。

宮坂委員：次期住所整理実施地区の選定で、道路率というのがあるのですけ
ど、これはどういったものですか。

事務局：全国的に5年に1回程度現況の基礎調査というものをやっ
ていて、各町の中で、どれだけ道路として使用されている面積があ
るか、または宅地の中でも、商業地であったり専用住宅であつた
り、そういったおのおの使い勝手が町によってどれだけあるか
というのが数字として出されているのがあるのですが、その中で、
あくまでもその周辺の区域で、たとえば1ヘクタール、10,000
m²あつたときに、道路が1,000m²ありますという、そういう
数字が出てくるものですから、その全体の町の区域の面積を分母と

して、道路の面積を分子として数値を表したものになります。

宮坂委員：それがこの住所整理に対して、どう影響しているのかがわからなかったのですけど。

事務局：私どもの方としましては、道路の少ないところということは、宅地が非常に大きいという状態になるので、耕地整理または区画整理をしたところだと、平均的には道路率20%くらいになっています。要するに、碁盤の目というわけではないにしても、きれいに街区形成がされているところ、とすると道路率が高いということは街区形成、道路がしっかり入っているという見方ができるということで、後々、大きな土地だと何番、何番と分けておかなければ行けないのが、また途中造成されたりして変わったりしない、しにくいという指標として、見ておきたいものとしてあげております。

中田会長：こういうことだと思います。住居表示制度というのは街区というのが一番大事な、街区というのはできるだけ道路で囲わなければいけないものですから、そうすると道路率が高ければ理想的な街区ができて、住居表示制度が理想的に運営できると、たぶんそういうことだと思います。今の事務局の理解でよろしいですか。

宮坂委員：はい。理解いたしました。

中田会長：よろしいですか。それでは関連して私から。同じ要件として、空地率、これは町田市で特有の概念ですか。ここでは空地率というのは未利用地という定義をされて、畑・山林も含むとなっていますが、実際にたとえば駐車場になっているところは空地なのか、あるいはたまたま更地になっていた部分は空地なのか、空地率というのは都市計画法か何かにあるのですか。どういう決まりなのかがちょっと理解しにくくてですね。

事務局：現在のところは未利用地・農地・山林・原野ということで特定したもので、空いている土地というところが、都市計画法などの規定としてはない、町田市特有の概念です。

中田会長：やはりそうですか。課税地目か何かからもってくるのですか。

事務局：あくまでも現況調査の中で、項目分けされた土地に指定されている土地、ここは原野、農地、山林ということで調査で特定された面積から出させていただいています。

中田会長：それは何年かに一遍見直されているわけですね。

事務局：5年に一度見直しをしています。

中田会長：現況のあり方を見直す訳ですね。

事務局： 都市計画法の中で、基礎調査という中での土地の利用がどうなっているか、変遷を確認することが、5年に一度行うことになっておりまして、それらのデータを基に、空地というのは今の4項目という言い方をさせていただいております。

中田会長： わかりました。ありがとうございます。どうぞ委員のみなさん。
(意見なし)

では私からもう1つ質問いいですか。この図面です。この図面非常に分かりやすくできております。それで、赤が住所の整理された町区域で、森野六丁目は赤の区域に囲まれて、森野六丁目なんですけど、ブルーもピンクもかかっていないというのは、地番整理も行われていなくて、住居表示も行われていないということですが。これはどういうことなのでしょう。

事務局： 白抜きになっているところですね。町名変更だけされまして、森野六丁目何百番と、地番で実際には表示されているところです。

熊沢委員： 次やらなければ。

中田会長： 周辺は住居表示ですか。

事務局： 周辺におきましては住居表示で、何番何号にしているのですが、今の段階

で正式なお答えにはならないと思うのですが、森野の実施自体は昭和30年代にやられているものだと思います。その段階では、かなり畑、森林の多かった地域で、住居表示まではもってこれなかった地域だと想定はできますが、調べてお答えします。

中田会長： そんなに古い住居表示だったのですか。わかりました、ありがとうございます。

それでは皆さん、どうでしょう、諮問事項を整理いたしますと、まず、基本方針というのがこのように改正されて、それで総括が1つありますね。で基本方針の中に具体的な基準が例示されていて、それにそって次期住所整理実施地区というのが案として選定されているわけですが、その、基本方針の改正ということこれはあの、私としましては今までは町区域整備基本方針であったものが、住所整理基本方針ということで、非常に事業の目的を鮮明にさせた気がしまして、中も各基準が非常に具体的、具体性を持ってすぐ実務の基準になるようなものに整理されたということで、たいへんこれは客観性をもった数値化も試みられていて、非常にいい基準、いい改正ではないかと感じました。

この基本方針、ならびにその選定基準から出てくる実施地区の選

定ということについて委員のみなさまご意見ありましたらぜひ。

熊沢委員： これもう済んだところの話なんですけど、八丁目の前六丁目しか原則としてつukらない基準でしたけど、今度八丁目までつukれるじゃないですか。そうすると、それだったら木曽は西と東に分かれなくても八丁目までできたのでは。

事務局： いや、木曽は、木曽西は五丁目まであります。それで、木曽東は四丁目までありますから、合計で九になります。

熊沢委員： それは九なんですけど、それは1つのくくりとして八丁目までのヘクタールをあわせていくと、今はただ単に足せば九になっちゃてるけど、全体的にこれをもし更の問題として、木曽として八までつけてこのヘクタールでいけたら、木曽は1つの町で済んだのですよね。素朴な疑問なんですけど。木曽からすれば、木曽東と西に分けさせられたことが非常に気に入らないという方が多くいらっしゃるのでは。

事務局： 現在の町区域の基本方針につきましても、限度は八ということをおおげしております。原則が4から6という言い方をしております。なので六でなければならぬということではないです。それでまず、町を考える中で、区域をどういった形で分けていったらいいかということで、市民懇談会などでお話はさせてもらっています。そこで分けた中で、結果九に分かれる、となると名前として、新しい町の町名をどうしようというところで、結果東、西に分かれてしまった、ということになろうかと思ひます。

熊沢委員： わかりました。もう1つ違う場所で、この図で見ると金井町は、藤の台の3街区が金井町になっていますよね。そうするとこのルールにのっついていきますと、金井町の残地のところは地番整理を本町田をするときにやるとか、そういう可能性があるという、木曽町が一部本町田の地番地区になるのと同じように、金井町でもその可能性があるということですか。

事務局： もう1つの可能性としては、団地再生、団地のところで今後さまざまな取り組みをしようとしています。その中で、地元の方から、団地なりが独自に町名を考えていきたいというお話があれば、当然その中で考えていくことは可能と思ひています。ですので金井の実施に合わせて、この部分をどうして行くのか、という取り組みなり、団地再生で団地に対してどういうことを考えていくかという、別のところから、出てくるところは否定できないと思ひています。

- 熊沢委員： ちょっとずれるかもしれないのですが、本町田は本町田団地と木曾団地と藤の台団地があって、本町田は3つの団地再生という形で本町田の地番整理はその部分も含めてという形になりますけど、その部分は団地としてやって、他の部分を住居表示でやるという可能性もあるのですか。
- 事務局： 可能性というよりも、少なくとも今現在、本町田としては次期やりますという言い方はしていない状態になります。その中で団地として、かなり大規模団地がある中で、本町田という名称を使うのかどうかということはあろうかと思えますけども、例えば藤の台団地であれば、正式に言うことではないかもしれませんが、藤の台何丁目という方が分かりやすいということがあれば、それは別途考えることはあるのかな、というところですね。
- 宮坂委員： じゃ、木曾団地をやったときに、あそこは自治会としても1つなんですけど、住所的には昔から木曾町と本町田に分かれていたのですが、自治会としては1つだったのですが、やったときに自治会にそういうことを投げかけなかったのですか。
- 事務局： この時には大きな道路などで、町の区域を整備していきましようという方向でやった、という風に聞いております。ただ今回金森のところで、金森と鶴間にまたがる第八アパートがありまして、そちらの方からは鶴間で非常に分かりにくいところから、金森の住居表示区域に含めてですね、金森に統一させていただいたということをございます。ですので、今後行うときに、どこまでの区域があわせてできるかというのは、今後考えるべきと思います。
- 宮坂委員： 大きい道路が通っていても、1つの自治会で1つの団地なので今後はそういうことのないようにしてもらえればと思います。
- 事務局： どのような形で考えられるかというのは・・・
- 宮坂委員： 投げかけていくわけですね。そのときは投げかけなかったのですよね。
- 事務局： 市民懇談会なり手続き的なことをさせていただいて、決定に至っているというお話は何っているのですけど。
- 中田会長： あの、わたしも申し訳ありませんが、当然詳細な事情はわからないものですから、聞いていただけなのですが、今のお話で事務局どうでしょう、例えば本町田については住所整理の対象地区には選定されましたけれども、次期住所整理実施地区ではないわけですよ、今の段階では。そうすると、当初決まった3つの事業地

区を推進していくのと同時並行で、当然残った、その後に来る住所整理対象地区の事業化ということをご計画される時に、相当丁寧な、難しい問題がいくつもあるように感じますので、それを十分引き継がれて、納得できるような対応をお願いしたいという風に思います。話を聞いているだけでもずいぶんいろいろな問題が、本町田周辺についてはあるようです。

事務局：特に自治会関係、連合会にお話していく中で、時間の許す限り各地の自治会なり、呼んでいただければ住居表示の制度的なお話をさせていただくということで、提案させていただこうとは思っております。

宮坂委員：私がさっき道路率とか聞いたのはですね、本町田は世帯数としては一番大きいですね。でも、今回の選定には入らないということで、まあ昔から住んでいる方は、地名にこだわりとかいろいろもちろんあると思いますので、そこは尊重していただくのですけども。まあ、20年、10年と新しく引っ越してきた方が大変多いということですね。そういう方たちが自分の家と隣と何百番も違う、そういうところがたくさんあるわけですね。そういうことがあって、道路率というのをちょっと聞いてみたのですね。だから是非、大きければ大きいほど難しいと思うのですね。昔からの人と、新しい人で地名の愛着も違いますでしょうしそういうことも考慮しながら、いつごろできるでしょうか、5地区。

事務局：2年に一地区というように考えたいと思っております。

熊沢委員：もっとゆっくりやってください。すみません、私は宮坂委員とは逆の立場なんですけど、本町田は分かりにくいと言えば確かに分かりにくいのかもしれないですが、分かりやすいといえば分かりやすいということで、ただ、分かりにくいという方がいらしゃるのは仕方がないことだと思うのですが、この八丁目までで何ヘクタールというお話だと、本町田を分割しなければならないということになりますので、そもそも本町田の歴史からしますと、南大谷も玉川学園も中町も、本町田だったもので、もうこれ以上本町田という土地を分割したくないというのが、本町田に昔から住んでいる、歴史があると称される方々の声になりますので、そういう問題があつて、大きな道路と川で分けられてしまうとすると、ある程度都市部にありながらも、地方のよさをもっている部分、地域の方の絆とか密着みたいなものがあるので、そういう意味で自治会が運営されていることがあつて、変えたい変えたいとい

う方々と、変えられたら困る、今までの本町田を残しておいてほしい、今までのつながりを残しておいてほしいという声も多くありまして、どうやったら反対できるのかということも、耳にすることがありますので、お互いの意見がかみ合うような形になればよいのではないかと。ここでは例えとして言いますが、成瀬と高ヶ坂だって、高ヶ坂だって成瀬と一緒にするのは許せないという方はたくさんいらっしゃると思いますよ。まあ、小川鶴間は・・・金井は金井と金井町だから大丈夫だというように聞きました。金井町何丁目にしてくれればよいというような話を聞いています。そういう意味で、古くからの名前を古く住んでいる方と、新しい方々の意見をうまく取れるような形でこれから進めてもらえればと思います。

事務局： はい。十分注意して、最終的に市民のみなさんがそれでけんかするということではないですけど、反目しあうことのないように注意して取り掛かりたいと思います。

中田会長： いかがでしょうか。他にご意見は。
それではそろそろ締めたいと思うのですが、今日の諮問に対してですね、今日の答申として、原案、1つは町田市住所整理基本方針の改訂案、これを承認するということが、もう1つはそこから導かれました、次期住所整理実施地区を成瀬・高ヶ坂地区、小川・鶴間地区、3つ目は金井地区の順番に実施を計画するというこの2点について、審議会として可決するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは異議なしとさせていただきます。原案通り可決ということで、答申の手続きをしたいと思います。みなさんどうもありがとうございました。

事務局： どうもありがとうございました。
本日、議決いただいた内容は市長に答申させていただきます。今後の予定としましては来月の町田市内町内会自治会の代表である、地区連合会に説明して、9月議会には、行政報告をさせていただきます。
また、関係各機関の皆様には、実施に向けてご協力を頂く場面が多々あるかと思っております。その際はどうかよろしくお願い致します。本日は長い間ありがとうございました。これをもちまして閉会させていただきます。